

リサイクルポート三島川之江港

利用促進マニュアル

平成20年4月

愛媛県

< 目 次 >

1 . 本マニュアル策定の趣旨	1
2 . 三島川之江港の概要	2
3 . 本マニュアルにおける基本的な視点	3
4 . 本マニュアルの適用範囲	4
5 . 廃棄物に該当するかどうかの確認	6
5 . 1 廃棄物の定義	6
5 . 2 「産業廃棄物」についての愛媛県への相談	8
5 . 3 「一般廃棄物」についての四国中央市への相談	8
6 . 三島川之江港を利用した循環資源輸送	9
6 . 1 産業廃棄物の輸送	10
6 . 2 有価物の輸送	12
7 . 循環資源の輸送に必要な手続き、選定、確認等	14
7 . 1 収集運搬業者の選定 ()	14
7 . 2 三島川之江港における廃棄物取扱方法の検討 ()	19
7 . 3 県外産業廃棄物の処分、又は保管に係る知事への事前協議 ()	21
8 . 港湾管理者への手続き、確認等 ()	22
8 . 1 三島川之江港で取り扱える循環資源	22
8 . 2 港湾施設の使用許可の申請	23
8 . 3 荷姿に関する注意事項	24
8 . 4 荷役・保管時の注意事項	25
8 . 5 原状回復の義務	26
9 . 相談窓口	27
10 . 参考資料	
10 . 1 外国との輸出入に伴う手続き	28

1. 本マニュアル策定の趣旨

21世紀に入り、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を特徴とする社会システムは、天然資源の枯渇、地球温暖化問題など、地球規模での環境問題を深刻化させており、持続可能な社会への転換が、世界、日本の緊急の課題となっています。

わが国では、循環型社会形成推進基本法をはじめ、資源の有効な利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律など、循環型社会の構築に向けた取組みを推進する法制度が整備されつつあります。また、リサイクル、リユース事業などの推進をするため、国ではエコタウン（経済産業省）や循環資源の広域輸送を支えるリサイクルポート（国土交通省）などが進められており、愛媛県では「第二次えひめ循環型社会推進計画」、「第5期愛媛県分別収集促進計画」などの取組みが展開されています。

これらの状況の中で、循環型社会形成を促進するためには、循環資源の広域的な物流への対応が必要となります。そこで愛媛県では、愛媛エコタウンプランにより「紙のまちエコタウン」として位置づけられた宇摩圏域の製紙産業において、古紙リサイクルや製紙スラッジの有効利用への積極的な取組みがなされていることから、本地域を背後に有する三島川之江港を、循環資源を積極的に取り扱う港湾として位置づけ、国土交通省に申請したところ静脈物流拠点港（通称リサイクルポート）として平成18年12月に指定されました。

本マニュアルは、三島川之江港を利用する皆様が、円滑かつ適正に循環資源を輸送することができるよう、必要な手続き・考慮すべき点などをまとめた「リサイクルポート三島川之江港利用促進マニュアル」として作成したものです。

三島川之江港を活用した循環型社会の構築に向けて、このマニュアルをお役立て下さい。

用語解説

- ・リサイクルポート： 正式名「静脈物流拠点港」の通称。
- ・静脈物流拠点港： 港湾管理者の申請を受けて、国土交通大臣が指定する。
- ・静脈物流： 原産地から消費者までの物品の動きを動脈物流と呼び、消費者が利用した後の物品の動きを静脈物流と呼ぶ。

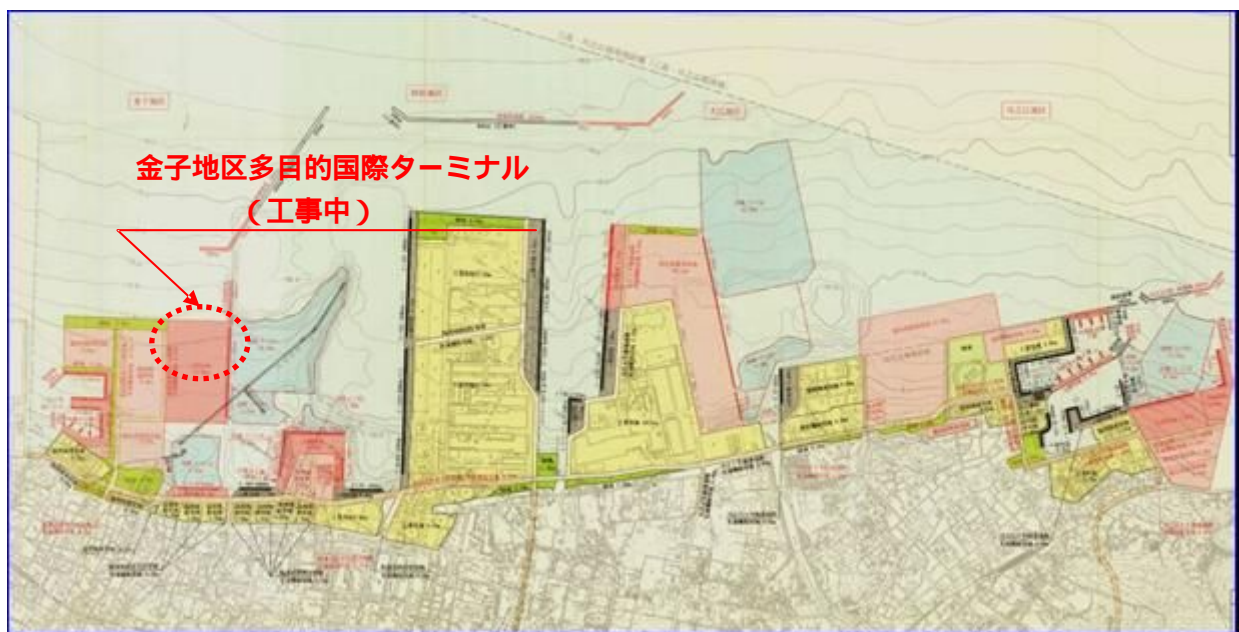
2 . 三島川之江港の概要

三島川之江港は愛媛県東予地域の四国中央市に位置する、重要港湾です。

背後圏には、全国有数の製紙工場群が立地しており、原料搬入や製品出荷の物流拠点として活用されています。

現在、外貿定期コンテナ航路が韓国へ3航路就航しており、コンテナ取扱量は順調に増加しております。また、金子地区において、-14m岸壁を備えた多目的国際ターミナルを整備中です。

平成18年の取扱貨物量は、886万トンであり、約60%が外貿貨物、約40%が内貿貨物となっています。



三島川之江港 港湾計画図



三島川之江港 航空写真 (平成18年3月)

3. 本マニュアルにおける基本的な視点

このマニュアルは、以下の視点から策定しました。

- 1) 循環資源の輸送に三島川之江港を利用する事業者を対象としたマニュアルの作成
- 2) 法律、条例の遵守
- 3) 必要な手続き、確認事項の明示
- 4) 相談窓口の明示

1) 循環資源の輸送に三島川之江港を利用する事業者を対象としたマニュアルの作成

このマニュアルは、循環資源の輸送において三島川之江港を利用する排出事業者、収集運搬業者（陸上輸送事業者、港湾運送事業者、海上輸送事業者）、リサイクル事業者、市町村を対象としています。これらの事業者、市町村がよりリサイクルポート三島川之江港を利用しやすくなるように、マニュアルを作成しました。

2) 法律、条例の遵守

愛媛県では県が管理する港湾施設の利用方法、手続き等について「愛媛県港湾管理条例(愛媛県条例第47号)」を策定しておりますので、三島川之江港を利用する際は条例に則った手続き等をお願いします。

循環資源は、その性状などにより、廃棄物に分類されるものが含まれています。廃棄物を取り扱う場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」)、「愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱(愛媛県告示第1228号)」を遵守し、適切に取り扱う必要があります。

このマニュアルは、以上の法律・条例等を遵守し、適切にリサイクルポート三島川之江港を活用していただけるように策定しました。

3) 必要な手続き、確認事項の明示

循環資源を適切に取り扱うには、様々な手続き、確認事項があります。中には、ある手続き、確認を終えてからでない、次の手続き、確認へ進めない場合があります。

このマニュアルでは、よりスムーズにリサイクルポート三島川之江港を利用した循環資源の輸送が行なえるように、必要な手続き、確認事項を流れに沿ってわかりやすく解説しています。

4) 相談窓口の明示

循環資源を適切に取り扱おうとする場合、取扱方法の選定など、判断に迷う場合があると思います。

このマニュアルでは、リサイクルポート三島川之江港を利用した循環資源の輸送に必要な手続き、確認事項毎に相談窓口を明記しています。